

様式第八（二）（第二十三条第六項関係）

変更の内容を記載した 導入等計画書
 緊急導入等届出書
 （重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書（緊急導入等届出書）の
 変更をした場合）

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第1項の規定により、導入等計画書の変更（第54条第5項において準用する同条第1項の規定により、緊急導入等届出書の変更）をしたので、同条第3項に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

(1) 変更をした届出	届出年月日	導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出をした年月日	
		変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）	
	特定重要設備の種類及び名称		
	重要維持管理等の委託の内容		
(2) 変更事項			

(3) 変更の内容	変更前	変更後
(4) 変更の理由		
(5) 変更の時期		
(6) 備考		

(記載上の注意)

1. 「(1) 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日(複数あるときは、その直近のもの)」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。
 2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官、財務大臣及び農林水産大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。
2. 特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をすることが緊急やむを得ない場合であった理由

(1) 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
① 特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容	
② ①が生じた時期及び期間	
③ ①により特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響	
④ ①に対する措置のため緊急に重要維持管理等を行わせる必要があった期日	

⑤ 導入等計画書の変更の案の届出によっては対応できなかった理由	
(2)規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと	
① (1) ①が生じた原因	
② (1) ①を把握した時期	
③ (1) ①の発生を回避できなかった理由	
(3)他の事業者に委託して重要維持管理等を緊急に行わせることが支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと	
① (1) ①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容	
② (3) ①と緊急に行わせた重要維持管理等との関係	
(4)特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせる他に適当な方法がなかったこと	
① 緊急に重要維持管理等を行わせる以外に検討した他の手段の内容	
② 他の手段によっては(1) ①に対応できなかった理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。